**○総務省告示第三百七十四号**

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和八年総務省告示第五十六号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

| 訂正後 | | | | 訂正前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 政党の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 政党の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
| ［略］ | | | | ［同上］ | | | |
| 立憲民主党 | 支部の数 | 三五五 | 三六二 | 立憲民主党 | 支部の数 | 三五六 | 三六三 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 三五五 | 三六二 | | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 三五六 | 三六三 |
| ［略］ | | | 届出年月日　令和七年十二月二十二日 | ［同上］ | | | 届出年月日　令和七年十二月二十二日 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**○総務省告示第三百七十五号**

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和八年総務省告示第百二十号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

| 訂正後 | | | | 訂正前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 政党の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 政党の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
| ［略］ | | | | ［同上］ | | | |
| 立憲民主党 | 支部の数 | 三五三 | 三五五 | 立憲民主党 | 支部の数 | 三五四 | 三五六 |
| | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 三五三 | 三五五 | | うち法第十四条第二項に規定する支部の数 | 三五四 | 三五六 |
| | | | 届出年月日　令和八年一月十五日 | | | | 届出年月日　令和八年一月十五日 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**○総務省告示第三百七十六号**

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和八年総務省告示第百二十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之